

品質管理基準

平成27年10月以降

宮城県土木部

品質管理 目次

1. セメントコンクリート(転圧コンクリートコンクリートダム覆エコンクリート 吹付けコンクリートを除く)	1
2. ガス圧接	3
3. 既製杭工	3
4. 下層路盤	3
5. 上層路盤	4
6. アスファルト安定処理路盤	6
7. セメント安定処理路盤	7
8. アスファルト舗装	7
9. 転圧コンクリート	12
10. グースアスファルト舗装	13
11. 路床安定処理工	16
12. 表層安定処理工(表層混合処理)	16
13. 固結工	16
14. アンカーアー工	16
15. 補強土壁工	17
16. 吹付工	17
17. 現場吹付法枠工	18
18. 河川土工	19
19. 海岸土工	20
20. 砂防土工	20
21. 道路土工	20
22. 捨石工	21
23. コンクリートダム	21
24. 覆エコンクリート(NATM)	23
25. 吹付けコンクリート(NATM)	24
26. ロックボルト(NATM)	25
27. 路上再生路盤工	26
28. 路上表層再生工	26
29. 排水性舗装工透水性舗装工	27
30. プラント再生舗装工	30
31. ガス切断工	30
32. 溶接工	31
33. 工場製作工(鋼橋用鋼材)	32
34. リサイクル緑化工法(下水道汚泥利用基盤材)	33
35. 植生基材吹付工(宮城県グリーン製品)	33

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1-セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コントローラー・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月3日付け国官技第1号、国港環第3号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砂利・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砂石及び碎砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材II）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砂石及び碎砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材・第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材・第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材・第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材・第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材II）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率58%以上の場合は5.0%以下） 砂利 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砂利 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砂利（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 活性物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	
	回収水の場合： JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合： コンクリート内の粗骨材量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スラング）の偏差率：15%	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、園芸工、橋門、橋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		
	連続ミキサの場合： 土木学会規準JCSE-I-502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工 必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類、場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、路盤工、舗門、舗管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 测定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 测定した単位水量が、配合設計士15を超えて20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は高度重视に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は17.5kg/m ³ 、4.0mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。		
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm スランプ2.5cm：許容差士1.0cm	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全連搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全連搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類、場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、路盤工、舗門、舗管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき標準養生と現場養生の各6個(σ ₃ …3個、σ ₂₈ …3個)の計12個とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ ₃)を追加で採取する。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1回につき2回(午前、午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm 本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び3m以上の堰・水門・機門を対象。(たらしいすれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし構造物全体の地盤や他の構造物との接觸面を除く全表面とする。 フーチング・底盤等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均強度が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の8.5%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・機門を対象。(たらしいすれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヵ所の強度が設計強度の8.5%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヵ所の強度が設計強度の8.5%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		
		配筋状態及びばかり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びばかり測定要領」による。	同左	同左	同左		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のすれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.5倍以上。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合には2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のすれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が 90° 以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合には2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーハイトによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモルタル供試体を作成し実施する。 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件で同様材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行なう場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合に、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境での施工条件、確立された施工条件等である場合に該当する。 ・自動ガス圧接を行なう場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm以下の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならぬ。	
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のすれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.4倍以上。ただし、SD490の場合には1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合には2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のすれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が 90° 以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合には2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーハイトによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承認を得る。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの添削を強制する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超えて2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。 ・外径1016mmを超えて2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透 探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6ににより定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周長とする。	
			鋼管杭・H鋼杭の 現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1種から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は $30cm \times 1方向$ とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1種から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は $30cm \times 1方向$ とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中塙り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中塙り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、維持杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの 圧縮強度試験	セメントミルク工法 に用いる根固め液及 びくい周固定液の圧 縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、維持杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $5 \times 10cm$ の円柱供試体によつて求めるものとする。	参考値： $20N/mm^2$
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤、修正CBR20%以上（クラッシャン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーラン用いる場合で、上層路盤、基層、表面の会計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・20cm 東北地方・・・・30cm その他の地方・・・・40cm	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の工事で、施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の工事で、可能な工事をいい、舗装施工面積が $10,000m^2$ あるいは使用的する基層及び表層用混合物の総使用量が $3,000t$ 以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が毎日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で $2,000m^2$ 以上 $10,000m^2$ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が $500t$ 以上 $3,000t$ 未満（コンクリートでは $400m^3$ 以上 $1,000m^3$ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が $1,000m^2$ を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が $100t$ 以上のもの

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャーラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		道路用スラグの显色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャーランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値を得た場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合 : 10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は(維持工事を除く)は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。		
		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・中規模以上の工事は、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
5 上層路盤	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		鉄鋼スラグの判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	黒色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事は、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工 必須	その他	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・MS・水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
		鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・MS・粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS・水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)路盤：施工面積が1,000m²を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値についで以下を満足するものとする。かつ平均値についで以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり、3,000m²を超える場合は、10,000m²以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。</p> <p>(例) 3,001～10,000m²：10個 10,001m²以上のは場合は、10,000m²毎に10個追加し、測定箇所が均等になるよう規定すること。 例えば12,000m²の場合：6,000m²/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。</p>		
	その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内		・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内				
		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		観察により異常が認められたとき。		
6 アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる			設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	材料 必須	一輪圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一輪圧縮強さ [7日間] 0.9Mpa 上層路盤：一輪圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
施工	必須	粒度 (2.36mmフリサイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内		・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		粒度 (75μmフリサイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合 : 10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		観察により異常が認められたとき。		
		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内		・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料 必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		フィラーのフローアンダーフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上10000m ² 未満。 ・使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砂石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニングアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミフローニングアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニングアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニングアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ブラント	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
舗装	その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 : ±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出、ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	アスファルト混合物の耐流動性の確認	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39					
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17					
	舗設現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		
		温度測定（初転圧前）	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。		
		外観検査（混合物）	目視		随時			
		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			
		コンクリート	コンクリートシーリング試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値 : 50秒	当初			
9 転圧コングリート	材料	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いすれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率 : 96%	当初			
		ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率 : 97%	当初			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステムシー試験がやむえおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。			○
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合 : 40%以下		○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 碎砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 (ただし、碎砂では粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時			○
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量 : 5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造 (プラント)			骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 懸濁性蒸発残留物の量：1g/l以下 活性物質の量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用する場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和材：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
施工			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシスティンシー（スラング）の偏差率：15%	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-1 502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			コンシスティンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシスティンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
材料			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1.000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上のでの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上のでの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを使う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		軟化点試験	JIS K 2207	58~68°C	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25°C)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240°C以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ブラント	必須		密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			貫入試験40°C	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40°C）目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240°C	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10°C、50mm/min）8.0×10-3以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が2,000m ² 以上10000m ² 未満。 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連續する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220°C以下 石粉：常温~150°C	随時		○
		舗設現場	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m未満：5点 ・500m以上1000m未満：10点 ・1000m以上2000m未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	未だは、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に密査を行う。 2. 管理単位は堤壠、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1500m未満の工事は1工事あたり3回以上。		
		その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ペイクルスピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		I管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 又は、設計図書による。	I日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積を2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。また、管理単位あたりの測定期点数の目安を以下に示す。 ・500m ³ 未満 : 5点 ・500m ³ 以上1000m ³ 未満 : 10点 ・1000m ³ 以上2000m ³ 未満 : 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に密査を行う。 2. 管理単位は堤壠、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1500m未満の工事は1工事あたり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ペイクルスピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
13 固結工	材料	土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの		当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。	
		ゲルタイム試験				当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。	
		土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良地盤500本未満は3本、500本以上は250本増えることに1本追加する。試験は1本の改良地盤について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良地盤で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		ボーリング等により供試体を探取する。	
14 アンカーエ	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日			
		モルタルのフローリー	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返し開始前に試験は2回を行い、その平均値をフロー値とする。			
		透性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカーデザイン・施工基準・同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーカーに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。		ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		透性試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカーデザイン・施工基準・同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーカーに対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他の確認試験	グラウンドアンカーデザイン・施工基準・同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
		外観検査(ストリップ鋼製壁面材・コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			
		コンクリート製壁面材のコンクリート强度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法のいずれかを実施する。(3種類)。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1210 A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 最大粒径>53mm: 鎢装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上げ厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般的橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「T-S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上げ厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	路床・路堤とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m未満：5点 ・500m以上1000m未満：10点 ・1000m以上2000m未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般的橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
16 叩付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 平成14年7月3日付け官技第1号、国港環第3号、国空建第7号	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砂石・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コクレート用碎石及び砂石) JIS A 5011-1 (コクレート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コクレート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コクレート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コクレート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コクレート用再生骨材)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂利 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砂利 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合は圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合、JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩素イオノン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用する場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオノン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造(ブランド)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミックスコンクリートの場合、印字録により確認を行う。 ・急結剂は適用外	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工	ミキサの練混ぜ性能試験	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合 : 0.8%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 7.5%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度平均値からの差 : 10%以下 スランプ平均値からの差 : 15%以下 公称容積の1/20の場合 : コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、路堤工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-I 502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
	塩化物総量規制	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、路堤工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101		スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、塩化物総量規制の項目を参照	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアーアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、塩化物総量規制の項目を参照	
	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、塩化物総量規制の項目を参照	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	17 現場吹付法枠工	材料 必須	アルカリ骨材反応対策	Tアルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月3日付け国官技第1号、国港環第3号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行なう場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下 スラグ粗骨材 : 5.0%以下 スラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値について (参考)は摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 : 3.0%以下 (ただし、粒形定実績率58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 : 5.0%以下 それ以外 (砂利等) : 1.0%以下 細骨材 : 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砂利 (粘土、シルト等) : 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) : 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の機械的強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
製造	必須	ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量 : 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/l以下 塩化物イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	
		回収水の場合 : JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	細骨材の表面水率試験	細骨材の表面水率	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和剤 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 : JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以内 コンクリート内の粗骨材量の偏差 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 コンシスティンシー(スラング)の偏差率 : 15%	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合に1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、防護工、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-I 502-2013	連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	工路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
		施工その他	スランプ試験(モルタル除く) : JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合に1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。[工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う]。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、防護工、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配設された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアーカッターを取り取りキャビングを行う。1回に6個(φ7~3個、φ28~3個、)とする。	・参考値 : 18N/mm ² 以上 (材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合に1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。[工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う]。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前に午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合に1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。[工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う]。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○
	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合に1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。[工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う]。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○	
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
18 河川土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の浸透性界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			
		土の三輪圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 海岸土工	施工 必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気隙率の規定によることができる。	基壇は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土 (25%≤V _a ≤50%のい過過分<50%)】 空気隙率V _a がV _a ≤15% 【粘性土 (50%≤V _a ≤75%のい過過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気隙率V _a が2%≤V _a ≤10% または、設計図書による。				
			または、TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≤V _a ≤50%のい過過分<50%)】 空気隙率V _a がV _a ≤15% 【粘性土 (50%≤V _a ≤75%のい過過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気隙率V _a が2%≤V _a ≤10% または、設計図書による。	基壇は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点			
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
	材料 必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-216	設計図書による。	トライフィカビリティが悪いとき。			
		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
20 砂防土工	施工 必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書による。	基壇は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	基壇は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点			
			または、「TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-216	トライフィカビリティが悪いとき。				
	材料 必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	または、「TRI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	基壇は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点			
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-216	トライフィカビリティが悪いとき。				
21 道路土工	材料 必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合を除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。			

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
その他	その他	CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩碎の場合は除く)			
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の三輪圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂壘法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上げ厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床: 自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率が $V_a = 2\%$ または飽和率Srが $85\% \leq Sr \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トライカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率が $V_a = 2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路床: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上げ厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトライカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定期数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。			
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況がわざる場合には、新規の管理単位として取り扱ふものとする。				
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間にについて実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車について: 施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。		
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路床の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トライカビリティが悪い時			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ペイントマピング)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良個所について実施			
22 捨石工	施工	必	岩石の見掛け比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5~2.6g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： - 硬石：4903N/cm2以上 - 準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 - 軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
23 コンクリートダム	材料	必須対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月3日付け国官技第1号、港環第3号、国空建第78号）	JIS A 5006	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：【2013年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砂石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より深い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下（ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%場合は1.5%以下） 細骨材： 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合3.0%以下。 - 砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないとときに9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合、JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶性栄養塩残留物の量：1g/l以下 活性イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用する場合は試験に換え、上水道を使用することをすすめることによる確認を行つ。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行つ。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容積の場合： - コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 - コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 - 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 - コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 - コンシステンシー（スラング）の偏差率：15%		工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連續ミキサの場合： 土木学会規準JSC-E-1 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工 必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下			コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503)または設計図書の規定により行う。 	
	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 测定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 测定した単位水量が、配合設計士15を超え士20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後、配合設計士15kg/m ³ 以内まで安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込みますに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になると確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合、2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、防墻工、梯門、護管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は17.5kg/m³、3.40mmの場合は16.5kg/m³を基本とする。 			
	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm		・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、防墻工、梯門、護管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 		
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）					
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。		1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフト当りのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び遮熱工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとができる。 		
その他	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。			1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
24 深工 コ ンクリート (NATM)	材料 必 須	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月3 1日付け国官技第1 12号、国港環第3 5号、国空建第78 号)」	同左	骨材試験を行なう場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
	その他	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砂粉・砂石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	<ul style="list-style-type: none"> JIS A 5005（コンクリート用砂石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材） 		○	
	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		<td data-kind="parent" data-rs="2">○</td> <td data-kind="parent" data-rs="2"></td>	○	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造(ブランクト)			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率58%以上の場合には5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砂砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材 : 10%以下 粗骨材 : 12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 : JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量 : 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/l以下 塩化物イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用する場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合 : JIS A 5308附属書C		溶解性イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差 : 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比 : 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
施工	必須	ミキサの練混せ性能試験	バッチャミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 : -コンクリート内のモルタル量の偏差率 : 0.8%以下 -コンクリート内の粗骨材量の偏差 : 5%以下 -圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 -コンクリート内空気量の偏差率 : 10%以下 -コンシステンシティ(ランプ)の偏差率 : 15%	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合 : 土木学会規準JSCE-1 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 ランプ差 : 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111		設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		スランプ試験	JIS A 1101		スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差士2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」		1) 测定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 测定した単位水量が、配合設計士±超え士20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士±20kg/m ³ 以内になることを確認する。 更に、配合設計士±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合 : 2回/日 (午前1回、午後1回) 、重要な構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm~2.5mmの場合は17.5kg/m ³ 、4.0mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108		1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストビースは打設場所で採取し、1回につき6個 (σ7~3個、σ28~3個) とする。		
		塩化物終量規制	「コンクリートの耐久性向上」		原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物終量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート(NATM)	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験 必須	ひびわれ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の95%下回った場合は、コアによる強度試験を行なう。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		
	材料 必須	アルカリ骨材反応抑制対策について	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月3日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形定実績率58%以上の場合には5.0%以下） スマック粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砂利 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砂利（粘土・シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スマック細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より深いこと。濃い場合は圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
		粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			○
製造(プラント)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上			○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上			○
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性無機発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。		○
		回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	
		計量設備の計量精度		水 ±1%以内 セメント ±1%以内 骨材 ±3%以内 混和材 ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 ±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミックストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシスティンシー(ランク)の偏差率: 15%	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				○	
	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前を行い、その後の試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)				
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)				
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
施工	必	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
		モルタルのフローサイズ試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要な都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		標則の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上のでの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいふ ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上100m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上のでの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいふ ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上100m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤: 施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの		
	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時				
	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時				
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 9以下	当初及び材料の変化時				
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
施工	必	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得た場合10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとなるが、X3が規格値をははずれた場合は、さらには3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,0001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合: 10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合は、維持工事を除く)は1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			
			砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる					

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 土の一軸圧縮試験			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
28 路上表面層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表面混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表面混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表面混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表面混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
29 排水性舗装工・透水性舗装工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値を得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1.000m ² 毎		
			粒度（2.36mmフリサイド）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい : ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフリサイド）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい : ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 : ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1000t未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤 : 施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砂・製鋼スラグ（SS） 表乾比重 : 2.45以上 吸水率 : 3.0%以下	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1000t未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤 : 施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装 : 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量 : 0.25%以下	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②骨材オスト基層がアスファルト混合物の総合田畠等	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
						500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	フィラーのフローティング試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS)：30%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0°C以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15°C)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、100m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
					500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○
		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
ブラント	必須	粒度（2.36mmフライ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		粒度（75μmフライ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
その他		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
舗設現場 必須	カンタプロ試験 温度測定(初転圧前) 現場透水試験 現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。		設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
		温度計による。				随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
		舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道箇所)		1,000m ² ごと。			
		舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。		・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10箇 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10箇追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10箇、合計20箇 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は1工事あたり3箇（3孔）以上で測定する。			
	外観検査（混合物）	目視				随時		
30 プラント再生舗装工 材料	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度 再生骨材 旧アスファルト含有量 再生骨材 旧アスファルト斜入度 再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装調査・試験法便覧 [2]-14			再生骨材使用量500t ごとに1回。			○
		舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上		再生骨材使用量500t ごとに1回。			○
		マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25°C)		再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			○
		舗装再生便覧	5%以下		再生骨材使用量500t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。		○
	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化				○
プラント 必 須	粒度(2.36mmフルイ) 粒度(75μmフルイ) 再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		抽出ふるい分け試験の場合 : 1～2回/日 ・中規模以上の工事、定期的または随時。 ・小規模以下の工事、異常が認められるとき。 印字記録の場合 : 全数			○
		舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		抽出ふるい分け試験の場合 : 1～2回/日 ・中規模以上の工事、定期的または随時。 ・小規模以下の工事、異常が認められるとき。 印字記録の場合 : 全数			○
		舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。		抽出ふるい分け試験の場合 : 1～2回/日 ・中規模以上の工事、定期的または随時。 ・小規模以下の工事、異常が認められるとき。 印字記録の場合 : 全数			○
	その他 水浸ホイルトラッキング試験 ホイルトラックング試験 ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。		同左	耐水性の確認		○
		舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。		同左	耐流動性的確認		○
		舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。		同左	耐磨耗性的確認		○
舗設現場 必須	外観検査（混合物）	目視			随時			
	温度測定(初転圧前)	温度計による。			随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96% X6 96% X3 96.5% 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95% X6 95.5% X3 96.5%	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上（再アス処理の場合の基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり、3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10箇（10孔）で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10箇 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10箇追加し、測定箇所が均等になるよう設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10箇、合計20箇 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は1工事あたり3箇（3孔）以上で測定する。				
31 ガス切断工 施工	表面粗さ ノッチ深さ スラグ 上縁の溶け	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切跡による場合は50μm以下）			最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRzとする。	
		ノッチ深さ	目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下			ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
		スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
		上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				

平成27年度 品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ペベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			
型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がプローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			
衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			
マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			
非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片縦手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行なう者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。 ・放射線透過試験を行う者は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○			
マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○			
引張試験：スタッ卜溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm ² 以上、引張強さは、400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○			
曲げ試験：スタッ卜溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○			
突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合は合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部はJIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2種類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3種以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋表-18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-18.4.5に示していない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。 (非破壊試験を行なう者の資格) ・放射線透過試験を行う者は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○			
外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。				
外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、U継手、V継手には、ビード表面にピットがあることはない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接では、1継手につき3箇または継手長さ1mにわたり3箇までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3箇を1箇として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					
外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					
外観形状検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。 余盛高さが以下に示す値を超える場所は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅 (B[mm]) 余盛高さ (h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤ (4/25) · B	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					

平成27年度 品質管理基準

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料 必須	外観形状検査 (アーフスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していかなければならぬ。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		外観形状検査 (アーバーラップ)	・目視 ・ノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きす検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表一解18.4.4に各継手の強度等級を満たす上のアンダーカットの許容値が示されている。表一解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。	
		外観形状検査 (オーバーラップ)	・目視 ・ノギス等による計測	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
		外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他 ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料 必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること規格、品質がミルシートで確認できること。		
		機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
		外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
34 リサイクル緑化工法(下水道汚泥利用基盤材)	材料	必須	下水汚泥発酵肥料に含まれる有害化学物質の含有量(割合)	肥料分析法等	ひ素0.005%以下、水銀0.0002%以下、クロム0.05%以下、カドミウム0.0005%以下、ニッケル0.03%以下、鉛0.01%以下	工事開始前及び産地が変わった場合において、過去1年以内に行われた試験成績表の写しを監督職員あて提出して確認を受けること		○
			下水汚泥発酵肥料のその他の制限事項	肥料分析法等	有機物の含有率(乾物)35%以上、炭素窒素比(C/N)20以下、PH8.5以下、水分50%以下、窒素全量0.8%以上、りん酸全量(P2O5)(現物)1.0%以上、アルカリ分(現物)15%以下			
			下水汚泥発酵肥料の土壤汚染に係る環境基準に基づく溶出試験	環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準の定めによる	環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合すること			
			下水汚泥発酵肥料の原料である下水汚泥とキルン灰の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づく溶出試験	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の定めによる	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合すること			
35 厚層基材吹付工(宮城県リサイクル製品)	材料	必須	バーカたい肥の制限事項	肥料分析法等	有機物の含有率(乾物)70%以上、炭素窒素比(C/N)35以下、陽イオン交換容量[CEC](乾物)70meq/100g以上、PH5.5~7.5、水分55~65%、窒素全量(N)(現物)0.5%以上、りん酸全量(P2O5)(現物)0.2%以上、カリ全量(現物)0.1%以上、幼穂物試験の結果(生育阻害その他異常が認められない)	工事開始前及び産地が変わった場合において、過去1年以内に行われた試験成績表の写しを監督職員あて提出して確認を受けること		○
			土壤汚染に係る環境基準に基づく溶出試験	環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準の定めによる	環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合すること			